

重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実
施並びに適合事業者の認定の状況に関する報告

令和8年6月

目次

1	総則的事項	
(1)	報告の趣旨及び対象期間	1
(2)	重要経済安保情報の指定の要件と管理体制	
ア	指定の要件と重要経済安保情報保護活用法の適用対象となる行政機関の範囲	1
イ	行政機関別の重要経済安保情報管理者	2
2	令和7年における重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに 適合事業者の認定の状況	
(1)	重要経済安保情報の指定の状況	
ア	行政機関別の指定件数	5
イ	最も関連性の高い事項別・分野別の指定件数	6
ウ	各行政機関が重要経済安保情報に指定した情報の内容	7
エ	指定の解除条件の設定等の状況	9
(2)	重要経済安保情報の指定の有効期間の満了、延長及び解除等の状況	
ア	指定の有効期間の満了及び延長の状況	9
イ	指定の解除の状況	10
(3)	重要経済安保情報が記録された行政文書の保有件数	10
(4)	行政文書ファイル等の移管及び廃棄並びに緊急廃棄の状況	11
(5)	違反行為に関する通報の状況	11
(6)	適性評価の実施の状況	
ア	行政機関別の適性評価の実施件数	12
イ	適性評価調査を内閣総理大臣に求めた件数	13
ウ	適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数	14
エ	適性評価に関する苦情申出の状況	15
オ	適性評価に関する改善事例	15
(7)	相談申出の状況	16
(8)	適合事業者の認定の状況	16
3	制度の適正な運用の確保に関する事項	
(1)	内閣府独立公文書管理監への対応	17
(2)	衆議院及び参議院の情報監視審査会による調査への対応	17
(3)	内閣府独立公文書管理監からの意見	18
(4)	有識者からの意見	
ア	制度の運用一般に関する意見	18
イ	国会報告文書の構成や内容に関する意見	21

【資料編】

(参照条文)

○重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（抄）	24
○重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（抄）	30
○公文書等の管理に関する法律（抄）	31
○国会法（抄）	31
○重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に 関し、統一的な運用を図るための基準（抄）	32
○重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律附則第二条の政令で定める日を定め る政令（抄）	43

(各種資料)

資料1 重要経済安保情報保護活用諮問会議の開催について	44
資料2 重要経済安保情報保護活用諮問会議 構成員	45
資料3 最も関連性の高い「事項の細目」別の重要経済安保情報の指定の状況（令和 7年末時点）	46
資料4 重要経済安保情報保護活用委員会の構成等について	47
資料5 重要経済安保情報及び特定秘密の表示等に関する意見	49

【凡例】本報告では、下表のとおり略称を用いる。

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律 (令和6年法律第27号)	重要経済安保情報保護 活用法
重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令 (令和7年政令第26号)	施行令
重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並び に適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準 (令和7年1月31日閣議決定)	運用基準
公文書等の管理に関する法律 (平成21年法律第66号)	公文書管理法
特定秘密の保護に関する法律 (平成25年法律第108号)	特定秘密保護法
重要経済安保情報保護活用法第10条第1項に規定する「適合 事業者」(重要経済基盤の脆弱性の解消、重要経済基盤の脆 弱性及び重要経済基盤に関する革新的な技術に関する調査及 び研究の促進、重要経済基盤保護情報を保護するための措置 の強化その他の我が国の安全保障の確保に資する活動の促進 を図るために、当該脆弱性の解消を図る必要がある事業者又 は当該脆弱性の解消に資する活動を行う事業者、当該調査若 しくは研究を行う事業者又は当該調査若しくは研究に資する 活動を行う事業者、重要経済基盤保護情報を保有する事業者 又は重要経済基盤保護情報の保護に資する活動を行う事業者 その他の我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者 であって重要経済安保情報の保護のために必要な施設設備を 設置していることその他政令で定める基準に適合するもの)	適合事業者
施行令第4条に規定する重要経済安保情報である情報を記録 する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化 体する物件	重要経済安保情報文書 等
公文書管理法第7条第1項に規定する「行政文書ファイル管 理簿」に記載された、同法第5条第5項に規定する「行政文 書ファイル等」のうち、重要経済安保情報である情報を記録 するもの	重要経済安保情報行政 文書ファイル等

1 総則的事項

(1) 報告の趣旨及び対象期間

重要経済安保情報保護活用法第19条の規定により、政府は、毎年、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定の状況について、国会に報告するとともに、公表するものとされている。また、この報告及び公表に当たっては、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者¹の意見を付することとされている。

本報告の対象期間は、重要経済安保情報保護活用法施行後の令和7年5月16日から同年12月31日までの間である。

(2) 重要経済安保情報の指定の要件と管理体制

ア 指定の要件と重要経済安保情報保護活用法の適用対象となる行政機関の範囲

重要経済安保情報保護活用法第3条第1項の規定により、行政機関の長は、

- ① 当該行政機関の所掌事務に係る重要経済基盤保護情報であること
- ② 公になっていない情報であること
- ③ その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要である情報であること

という3要件を満たす情報を重要経済安保情報として指定するものとされている。ここでいう行政機関とは、重要経済安保情報保護活用法第2条第1項の各号に規定するものをいい、行政機関の長とは、同条第2項の各号に規定するものをいう。

令和7年末時点において、施行令第11条第1項の規定に基づき定める規程（以下「保護規程」という。）を定めているものを行政機関別に示すと、表1のとおりである。

1 これらの有識者から成る「重要経済安保情報保護活用諮問会議」が開催され、本報告に際しては、令和8年6月8日に会合が行われた。同会議の概要は資料1、構成員は資料2のとおりである。

表1 保護規程を定めている行政機関（令和7年末時点）

保護規程を定めている行政機関		
内閣官房	内閣法制局	国家安全保障会議
内閣府	国家公安委員会	警察庁
金融庁	消費者庁	デジタル庁
総務省	消防庁	法務省
出入国在留管理庁	公安審査委員会	公安調査庁
外務省	財務省	国税庁
文部科学省	スポーツ庁	文化庁
厚生労働省	農林水産省	林野庁
水産庁	経済産業省	資源エネルギー庁
特許庁	中小企業庁	国土交通省
気象庁	運輸安全委員会	海上保安庁
環境省	原子力規制委員会	防衛省
防衛装備庁	検察庁 ²	

イ 行政機関別の重要経済安保情報管理者

行政機関の長は、重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する者として、関係部局の長等を重要経済安保情報管理者に指名するものとされている（施行令第11条第1項第1号、運用基準第2章第3節）。令和7年末時点における行政機関別の重要経済安保情報管理者は表2のとおりであり、同表中の指名された重要経済安保情報管理者の合計は136人である。

表2に掲げる重要経済安保情報管理者に指名された者が担当する部局等には、重要経済安保情報を当該時点において取り扱っている部局等のほか、将来取り扱う場合に備えて重要経済安保情報管理者を指名し、管理体制を整えている部局等も含まれている。また、重要経済安保情報を主管する部局等のほか、同じ行政機関内の他の部局や他の行政機関から重要経済安保情報の提供を受けるため、管理体制を整えている部局等もある。行政機関の長に指名された重要経済安保情報管理者の合計136人のうち、重要経済安保情報を当該時点において主管している部局の長等である者は12人である。

2 「検察庁」は、最高検察庁、高等検察庁（東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌及び高松）、地方検察庁（東京、横浜、さいたま、千葉、水戸、宇都宮、前橋、静岡、甲府、長野、新潟、大阪、京都、神戸、奈良、大津、和歌山、名古屋、津、岐阜、福井、金沢、富山、広島、山口、岡山、鳥取、松江、福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、鹿児島、宮崎、那覇、仙台、福島、山形、盛岡、秋田、青森、札幌、函館、旭川、釧路、高松、徳島、高知及び松山）を指す。以下、本書を通じて同じ。

このほか、都道府県警察でも、施行令第12条第1項柱書の規定に基づき、国の行政機関と同様、重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する者が指名されている（都道府県警察では、全国で部長級職員合計44人が指名されている。）。

なお、重要経済安保情報の取扱いは、安全保障上の必要により行われる場合と、内閣府独立公文書管理監が行う検証・監察のように、その他の公益上の必要により重要経済安保情報の提供を受け、行われる場合もあり、後者においても、施行令第15条第2号の規定に基づき、その保護に関する業務を管理する者の指名が行われている。

表2 行政機関別の重要経済安保情報管理者（令和7年末時点）

行政機関	重要経済安保情報管理者 (下線を付した者は重要経済安保情報の主管部局の長等)
内閣官房	内閣総務官、内閣感染症危機管理監、 <u>国家安全保障局長</u> 、内閣官房副長官補（内政担当）、内閣官房副長官補（外政担当）、内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）、内閣広報官、内閣情報官、内閣サイバー官及び内閣人事局長（計10人）
内閣法制局	第一部長、第二部長、第三部長、第四部長及び総務主幹（計5人）
国家安全保障会議	<u>国家安全保障局長</u> （計1人）
内閣府	大臣官房公文書管理課長、同重要経済安保情報適性評価等担当室長、政策統括官（防災担当）、政策統括官（原子力防災担当）、政策統括官（重要土地担当）、 <u>政策統括官（経済安全保障担当）</u> 、政策統括官（サイバー安全保障担当）、独立公文書管理監、科学技術・イノベーション推進事務局長及び <u>宇宙開発戦略推進事務局長</u> （計10人）
国家公安委員会	警察庁長官官房国家公安委員会会務官（計1人）
警察庁	<u>警備局長</u> （計1人）
金融庁	金融国際審議官、総合政策局長、総合政策局総括審議官、企画市場局長、監督局長、証券取引等監視委員会事務局長及び公認会計士・監査審査会事務局長（計7人）
消費者庁	次長（計1人）
デジタル庁	総括審議官（計1人）
総務省	大臣官房長、自治行政局長、国際戦略局長、情報流通行政局長、 <u>総合通信基盤局長</u> 及びサイバーセキュリティ統括官（計6人）
消防庁	次長（計1人）
法務省	大臣官房秘書課長（計1人）

出入国在留管理庁	総務課長〈計1人〉
公安審査委員会	事務局長〈計1人〉
公安調査庁	調査第二部長〈計1人〉
外務省	大臣官房長及び経済局長〈計2人〉
財務省	大臣官房長、関税局長及び国際局長〈計3人〉
文部科学省	大臣官房人事課長、同総務課長、同会計課長、同政策課長、同国際課長、同文教施設企画・防災部長、総合教育政策局長、初等中等教育局長、高等教育局長、科学技術・学術政策局長、研究振興局長、研究開発局長及び国際統括官〈計13人〉
スポーツ庁	次長〈計1人〉
文化庁	次長〈計2人〉
農林水産省	大臣官房長〈計1人〉
林野庁	林政部長〈計1人〉
水産庁	漁政部長〈計1人〉
経済産業省	大臣官房長、技術総括・保安審議官、商務・サービス審議官、経済産業政策局長、通商政策局長、貿易経済安全保障局長、イノベーション・環境局長、製造産業局長、商務情報政策局長及び電力・ガス取引監視等委員会事務局長〈計10人〉
資源エネルギー庁	次長〈計1人〉
特許庁	特許技監〈計1人〉
中小企業庁	次長〈計1人〉
国土交通省	大臣官房長、政策立案総括審議官、危機管理・運輸安全政策審議官、上下水道審議官、総合政策局長、鉄道局長、物流・自動車局長、海事局長、港湾局長及び航空局長〈計10人〉
気象庁	次長〈計1人〉
運輸安全委員会	事務局長〈計1人〉
海上保安庁	海上保安監〈計1人〉
環境省	大臣官房長〈計1人〉
原子力規制委員会	原子力規制庁長官〈計1人〉
防衛省	大臣官房長、防衛政策局長、整備計画局長、人事教育局長、地方協力局長、防衛大学校長、防衛医科大学校長、防衛研究所長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監、北海道防衛局長、東北防衛局長、北関東防衛局長、南関東防衛局長、近畿中部防衛局長、中国四国防衛局長、九州防衛局長及び沖縄防衛局長〈計22人〉
防衛装備庁	長官官房審議官、装備政策部長、プロジェクト管理部長、技術戦

	略部長、調達管理部長、調達事業部長、航空装備研究所長、陸上装備研究所長、艦艇装備研究所長、新世代装備研究所長、防衛イノベーション科学技術研究所長、千歳試験場長、下北試験場長及び岐阜試験場長〈計14人〉
--	--

2 令和7年における重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定の状況

(1) 重要経済安保情報の指定の状況

ア 行政機関別の指定件数

令和7年中は、9の行政機関の長が重要経済安保情報を指定し、総件数は20件であった。行政機関別の内訳は表3のとおりである。指定件数が最も多かったのは外務省で、5件であった。次いで、内閣府（3件）、警察庁（3件）となっている。

重要経済安保情報保護活用法第4条第1項では、指定時には5年を超えない範囲内で有効期間を定めるものとされており、20件中、総務省が指定した1件については3年の、これ以外の19件については5年の有効期間が定められた³。

なお、2(2)に記載のとおり、令和7年中に、総務省が指定した1件について指定が解除されたため、令和7年末時点における総件数は、19件である。

3 令和7年中に総務大臣が5年の有効期間を定めたものについて指定が解除されたため、令和7年末時点における3年の有効期間が定められたものの件数は1件、5年の有効期間が定められたものの件数は18件となった。

表3 行政機関別の重要経済安保情報の指定件数（令和7年中）⁴

行政機関	指定件数
内閣官房	1
国家安全保障会議	1
内閣府	3
警察庁	3
総務省	2
公安調査庁	1
外務省	5
財務省	2
経済産業省	2
合計	20

イ 最も関連性の高い事項別・分野別の指定件数

重要経済安保情報保護活用法第2条第4項には、重要経済安保情報となり得る重要経済基盤保護情報の分類として4事項が列挙され、重要経済基盤を保護するための措置等を掲げた第1号、重要経済基盤に関する重要な情報を掲げた第2号、外国政府等からの情報を掲げた第3号並びに情報の収集整理及びその能力を掲げた第4号に分かれている。運用基準第2章第1節1(2)では、この4事項の内容を更に限定・細分化した19の「事項の細目」を定めており、これにより、重要経済基盤保護情報該当性の判断を行うこととされている。

令和7年中に指定された重要経済安保情報の、該当する「事項の細目」別の内訳（該当する「事項の細目」が2以上ある場合は、最も関連性の高い「事項の細目」により分類⁵）は、資料3のとおりである。

これを同法第2条第4項の分野別に示すと、表4のとおりとなり、最も多い分野は第2号で8件、次いで第1号が5件、第4号が4件、第3号が3件⁶であった。

4 表中、令和7年末時点における総務省での指定件数は1件であり、同年末時点における行政機関全体での総件数は19件となった。

5 行政機関の長が指定を行うときは、指定書において、その情報がどの「事項の細目」に該当するかを明らかにしている。複数の「事項の細目」に該当する場合には、最も関連性の高い1項目を示した上で、あわせて、該当するその他の項目も明らかにしている。

6 令和7年中に、総務大臣が指定した第3号の指定1件について指定が解除されたため、令和7年末時点における第3号の指定件数は2件である。

表4 行政機関別・最も関連性の高い該当分野別の指定件数（令和7年中）⁷

行政機関	指定件数	法第2条第4項に掲げる分野			
		第1号	第2号	第3号	第4号
		（重要経済基盤を保護するための措置等）	（重要経済基盤に関する重要な情報）	（外国政府等からの情報）	（情報の収集整理及びその能力）
内閣官房	1	0	1	0	0
国家安全保障会議	1	0	1	0	0
内閣府	3	2	1	0	0
警察庁	3	1	1	1	0
総務省	2	0	1	1	0
公安調査庁	1	0	1	0	0
外務省	5	0	0	1	4
財務省	2	1	1	0	0
経済産業省	2	1	1	0	0
合計	20	5	8	3	4

ウ 各行政機関が重要経済安保情報に指定した情報の内容⁸

(ア) 内閣官房（1件）

内閣官房では、令和7年中に、以下の情報を重要経済安保情報として指定した。

- 令和4年12月に策定された国家安全保障戦略に関連した、重要経済基盤の保護に関する政府の対応方針等の検討に関する情報（2-③）1件

(イ) 国家安全保障会議（1件）

国家安全保障会議では、令和7年中に、以下の情報を重要経済安保情報として指定した。

- 令和7年までに開催した国家安全保障会議の議論の結論のうち、重要経済安保情報に該当すると確認された情報（2-③）1件

(ウ) 内閣府（3件）

内閣府では、令和7年中に、以下の情報を重要経済安保情報として指定した。

- 令和7年までの特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の

⁷ 表中、令和7年末時点における総務省の指定件数は第2号の1件であり、同年末時点における行政機関全体での第3号の指定件数は2件、同年末時点における行政機関全体での総件数は19件となった。

⁸ 各情報の末尾の括弧内に記した番号は、当該情報の最も関連性の高い「事項の細目」である。

分析評価に関する情報（1－①アa）1件

- 令和7年までの特許出願の非公開に関する制度の分析評価に関する情報（2－③）1件
- 準天頂衛星システムに用いられる暗号に関する情報（1－①イ）1件

(イ) 警察庁（3件）

警察庁では、令和7年中に、以下の情報を重要経済安保情報として指定した。

- 令和7年中に策定した、基盤公共役務を提供する又は重要物資の供給網に関わる事業者若しくは行政機関の施設・設備等に対する外部からの物理攻撃に対応するための部隊の戦術又は運用に関する情報（1－①アb）1件
- 令和7年までに収集・分析により得られた、重要経済基盤に関する公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれのあるものを取得するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、重要経済基盤に関して我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものの実行の意思及び能力に関する情報（2－③）1件
- 令和7年までに行った外国の政府等との情報協力業務に関する情報（3）1件

(オ) 総務省（2件）

総務省では、令和7年中に、以下の情報を重要経済安保情報として指定した。

- 在日米軍が使用する周波数に関する情報（3）1件
- 我が国の国際海底ケーブルの陸揚局の分析に関する情報（2－③）1件

(カ) 公安調査庁（1件）

公安調査庁では、令和7年中に、以下の情報を重要経済安保情報として指定した。

- 令和7年までに収集・分析により得られた、重要経済基盤に対する脅威となる活動又は行為の計画、方針及び準備に関する情報や、脅威となる活動又は行為を行い、又は支援する団体又は者の動向に関する情報で、安全保障に関する情報（2－③）1件

(キ) 外務省（5件）

外務省では、令和7年中に、以下の情報を重要経済安保情報として指定した。

- 令和7年中に外務省が量子技術に関して外国の政府から提供された情報（3）1件

9 令和7年末時点における総務省の指定件数は、1件（2－③）である。

- 公電の秘匿等に用いる暗号等にかかる設計書に関する情報（４）４件

(ク) 財務省（２件）

財務省では、令和７年中に、以下の情報を重要経済安保情報として指定した。

- 令和６年中に実施した、重要な物資の輸入状況に関し、輸入情報を基に行った分析により、当該物資の供給網の脆弱性を示した情報（２－①イa）１件
- 外国為替及び外国貿易法に基づいて行う対内直接投資審査事務において、令和６年中に収集整理した重要な物資の供給網に関わる本邦企業の経営に関する情報を踏まえた規制当局の対応方針に関する情報（１－②ウ）１件

(ケ) 経済産業省（２件）

経済産業省では、令和７年中に、以下の情報を重要経済安保情報として指定した。

- 外国為替及び外国貿易法に基づく措置に関して、経済産業省が収集・分析した情報（２－③）１件
- 重要物資の安定供給に関する技術のうち、保護措置を講じる技術に関し行う情報分析の方針に関する情報（令和７年）（１－②ウ）１件

エ 指定の解除条件の設定等の状況

運用基準第２章第３節４において、重要経済安保情報指定書¹⁰における対象情報の記述は、運用基準第２章第１節１（２）の「事項の細目」のいずれに該当するものであるかなど、指定の要件を満たしているか否かが判別できるように指定の理由を記載し、又は記録するとともに、国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性その他の一定の条件が生じた場合に指定を解除すべき情報である場合には、当該条件を明らかにするものとされている。

令和７年末時点において指定されている重要経済安保情報19件のうち、指定を解除すべき条件を設定しているのは４件であった¹¹。

(2) 重要経済安保情報の指定の有効期間の満了、延長及び解除等の状況

ア 指定の有効期間の満了及び延長の状況

重要経済安保情報保護活用法第４条第２項の規定により、行政機関の長は、有効期間満了時にも指定の要件を満たしている場合は、５年を超えない範囲内にお

10 指定する際には、重要経済安保情報指定書（電磁的記録を含む。）には、当該指定に係る情報を他の情報と区別することができるように具体的に記述するとともに、指定の理由を記すものとされている（運用基準第２章第３節４）。

11 解除すべき条件を設定している情報の類型及びその解除条件は、次のとおりである。

- 情報の収集整理及びその能力（第４号）４件（外務省４件）：本情報に係る秘匿装置の運用を終了し、当該装置の廃棄後、当該装置の設計内容を再利用しないことが確認された場合など

いてその有効期間を延長するものとされている。令和7年中に指定の有効期間が満了した重要経済安保情報はなく、指定の有効期間を延長したものもない。

イ 指定の解除の状況

重要経済安保情報保護活用法第4条第1項の規定により、行政機関の長は、指定の要件が充足されているかどうかを定期的に確認するため、指定に際しては5年以内の有効期間を定め、指定の要件を欠くに至った場合は、同条第7項の規定により有効期間内であっても速やかに指定を解除するものとされている。

令和7年中に重要経済安保情報の指定を解除した件数は、全体で1件であった。総務省で、

○ 在日米軍が使用する周波数に関する情報 1件
について、当該情報を含む文書を在日米軍に返却し、在日米軍が保管する旨に関して、在日米軍との間で合意がなされたため、その指定を解除した¹²。

(3) 重要経済安保情報が記録された行政文書の保有件数

本報告に際し、重要経済安保情報が記録された行政文書の保有件数を、行政機関ごとに集計した¹³。令和7年末時点での保有件数は43件であり¹⁴、行政機関別の内訳は、表5のとおりである。同一行政機関内で同一の内容のものを複数保有している場合は、1件として計上している。

表5 行政機関別の重要経済安保情報が記録された行政文書の保有件数（令和7年末時点）

行政機関	保有件数
内閣官房	8
内閣府	17

12 総務大臣は、当該情報の指定を解除すべき条件を「在日米軍より、特段の扱いを求められなくなった時」と設定していたところ、当該条件を満たしたため、解除した。

13 重要経済安保情報は、指定をした行政機関の長から他の行政機関の長に対して提供されることがある（重要経済安保情報保護活用法第6条第1項又は第9条第1項）。このため、取りまとめた行政機関別の件数には、他の行政機関の長により指定された重要経済安保情報が記録された行政文書の件数が含まれる。

一方で、指定をした行政機関の長が、重要経済安保情報が記録された行政文書を事務局たる別の行政機関に保有させており、自らは当該文書を保有しないことがある（このため、国家安全保障会議が指定した重要経済安保情報が記録された行政文書（4件）は、同会議ではなく、同会議の事務局である内閣官房国家安全保障局の保有件数（内閣官房の保有件数の内数）として計上している。）。

14 重要経済安保情報の指定の対象は、重要経済安保情報が記録された個々の文書ではなく、当該情報そのものである。ゆえに、指定1件につき、当該重要経済安保情報が記録された行政文書が2件以上ある場合がある。

警察庁	8
警察庁のみ保有	7
警察庁と都道府県警で重複して保有	1
総務省	1
公安調査庁	4
外務省	1
財務省	2
経済産業省	2
合計	43

(4) 行政文書ファイル等の移管及び廃棄並びに緊急廃棄の状況

重要経済安保情報行政文書ファイル等又は重要経済安保情報であった情報が記録された行政文書ファイル等については、公文書管理法の規定が適用される。よって、その保存期間満了時には、同法第8条第1項の規定に基づく国立公文書館等への移管又は廃棄が行われる。また、重要経済安保情報文書等については、漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため、他に手段がないと認められる場合には、施行令第11条第1項第10号の規定に基づき緊急廃棄¹⁵が行われることがある。

令和7年中に、重要経済安保情報行政文書ファイル等を同法第8条第1項の規定に基づき廃棄した件数¹⁶及び重要経済安保情報文書等を施行令第11条第1項第10号の規定に基づき緊急廃棄した件数は、いずれも0件であった。

同年中に、重要経済安保情報であった情報が記録された行政文書ファイル等を、同法第8条第1項の規定に基づき国立公文書館等に移管した件数及びそれらを廃棄した件数は、いずれも0件であった。

(5) 違反行為に関する通報の状況

運用基準第6章第3節では、重要経済安保情報の取扱いの業務を行う者（若しくは過去に行っていた者又は法令の規定に基づき提供された重要経済安保情報を知得

15 重要経済安保情報が記録された文書、図画、物件等の奪取その他重要経済安保情報の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕などの方法による当該文書等の廃棄をいう（施行令第11条第1項第10号）。

16 重要経済安保情報行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、内閣府独立公文書管理監による保存期間満了時の措置の検証・監察で廃棄が妥当と認められるとともに、公文書管理法に基づき内閣総理大臣の同意を得なければならない（行政文書の管理に関するガイドラインの細目等を定める公文書管理課長通知（令和4年2月10日内閣府大臣官房公文書管理課長）「1-6 行政文書の保存期間の延長、移管、廃棄について」6.(2)）。

した者)が、法令に違反した重要経済安保情報の指定等の事例を認知した場合に、その旨の通報を行うことができるよう、内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長は、通報の受付及び処理を行う窓口を設けることとされている¹⁷(適性評価については別の苦情受理窓口を設置)。

令和7年中にこれらの通報窓口に寄せられた通報の件数は0件であった。

(6) 適性評価の実施の状況

ア 行政機関別の適性評価の実施件数

重要経済安保情報保護活用法第11条第1項の規定により、重要経済安保情報の取扱いの業務は、行政機関の長等を除き、当該業務を行うことが見込まれる職員及び従業者について、各行政機関の長等が実施した同法第12条第1項又は第15条第1項の規定による適性評価において重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者に限って行わせることとされている^{18, 19}。

令和7年中に適性評価を実施した行政機関の長は、行政機関別では、2機関であり²⁰、その件数は全体で18件であった²¹。このうち、国の行政機関の職員を対象としたものは18件²²、適合事業者の従業者を対象としたものは0件であった。行政機関別の内訳は、表6のとおりである。実施件数が最も多かったのは内閣府(17件)で、次いで国土交通省(1件)となっている。

以上のうち、重要経済安保情報を漏らすおそれがないとは認められなかったも

17 内閣府独立公文書管理監に対する通報は、各行政機関で調査を行わない旨の通知又は調査結果の通知を受けた後でなければ、原則行うことができない。ただし、行政機関に通報すれば不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合等は、この限りでない(運用基準第6章第3節2(2)①)。

18 同一の行政機関の長によって行われた場合に限り、特定秘密保護法に規定する適性評価において、特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認められるものは、重要経済安保情報保護活用法の適性評価を受けることなく、重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができる(重要経済安保情報保護活用法第11条第2項)。

19 重要経済安保情報保護活用法の施行日(令和7年5月16日)から1年以内の政令で定める日(令和8年5月15日)の前日までの間においては、重要経済安保情報保護活用法第11条第1項の規定にかかわらず、行政機関の長又は警察本部長は、当該行政機関又は都道府県警察の職員のうち当該行政機関の長又は警察本部長が指名する者に重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせることができることとされた(同法附則第2条前段)。

20 適性評価を実施するのは重要経済安保情報を指定している行政機関の長に限られず、重要経済安保情報保護活用法第6条第1項又は第7条第1項の規定により他機関から重要経済安保情報の提供を受ける行政機関の長も含まれる。

21 適性評価の実施件数は、結果を評価対象者に通知した件数を計上しており、評価対象者の同意が得られず実施されなかったり、同意の取下げ等により手続が中止されたりしたものは含まれない。

22 適性評価を経て重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められた者が人事異動等により別の行政機関の職員となり、そこでも重要経済安保情報の取扱いの業務を行う場合、改めて当該行政機関の長による適性評価を受けるが、その場合においては、各行政機関においてそれぞれ実施件数を計上する。

のはなかった。

表6 行政機関別の適性評価の実施件数（令和7年中）

行政機関	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者
内閣府	17	17	0
国土交通省	1	1	0
合計	18	18	0

イ 適性評価調査を内閣総理大臣に求めた件数

重要経済安保情報保護活用法第12条第4項において、適性評価を実施する行政機関の長は、原則として、内閣総理大臣に対して、適性評価調査を行うよう求めるものとされている²³。

令和7年中に適性評価調査を内閣総理大臣に求めた行政機関の長は、行政機関別にみると11機関、件数は全体で217件^{24, 25}であった。このうち、国の行政機関の職員を対象としたものは217件であり、適合事業者の従業者を対象としたものは0件であった。行政機関別の内訳は、表7のとおりである。

適性評価調査を内閣総理大臣に求めた11の行政機関の長のうち、対象期間中にその件数が最も多かったのは行政機関別にみると、原子力規制委員会（68件）であった。次いで、経済産業省（58件）、内閣府（39件）、デジタル庁（16件）となっている。

このうち、内閣総理大臣が適性評価調査を実施し、行政機関の長にその結果等を通知した令和7年末時点における件数は全体で21件であり、その行政機関別の内訳は、内閣府が17件、総務省が3件、国土交通省が1件であった。

表7 行政機関別の適性評価調査を内閣総理大臣に求めた件数（令和7年中）

行政機関	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者
内閣府	39	39	0
デジタル庁	16	16	0

23 行政機関の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には、例外的に、当該行政機関が自ら適性評価調査を行うこととしている。令和7年中において、行政機関の長が自ら適性評価調査を行うことはなかった。

24 適性評価調査等を内閣総理大臣に求めた件数には、同意の取下げ等により手続が中止されたものは含まれない。

25 令和7年中において重要経済安保情報保護活用法第12条第7項後段の規定に基づき、実施行政機関の長が内閣総理大臣に適性評価調査の結果等を求めた件数は0件であった。

総務省	3	3	0
厚生労働省	7	7	0
農林水産省	5	5	0
経済産業省	58	58	0
資源エネルギー庁	2	2	0
特許庁	10	10	0
中小企業庁	3	3	0
国土交通省	6	6	0
原子力規制委員会	68	68	0
合計	217	217	0

ウ 適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数

重要経済安保情報保護活用法第12条第3項本文において、適性評価は、評価対象者に対し、

- ① 同条第2項各号に掲げる7事項²⁶について調査が行われる旨
- ② 調査に必要な範囲で、本人若しくは関係者に対する質問、本人に対する資料の提出の求め、又は公務所若しくは公私の団体に対する照会を行うことがある旨
- ③ 同条第1項第3号に該当する者²⁷として手続を行おうとする場合は、その旨

を告知した上で、その同意を得て実施するものとされており、評価対象者が同意しない限り、行政機関の長は適性評価を実施することはできない。

令和7年中に評価対象者が適性評価の実施について同意をしなかった件数は全体で3件であり、その行政機関別の内訳は、表8のとおり、内閣府が1件、経済産業省が1件、原子力規制委員会が1件（全て行政機関の職員を対象としたもの）であった。

26 調査事項は、①重要経済基盤毀損活動（重要経済基盤に関する公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、重要経済基盤に関して我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるもの並びに重要経済基盤に支障を生じさせるための活動であって、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人を当該主義主張に従わせ、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で行われるものをいう。）との関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、④薬物の濫用及び影響に関する事項、⑤精神疾患に関する事項、⑥飲酒についての節度に関する事項、⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項である。

27 当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において、重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるものを指す。

また、運用基準第4章第2節3(2)③において、この同意は、同意書を提出した後から適性評価の結果が通知されるまでの間、取り下げることができるものとされている。

令和7年中に同意が取り下げられた件数は全体で2件であり、その行政機関別の内訳は、表9のとおり、経済産業省が1件、特許庁が1件（全て行政機関の職員を対象としたもの）であった。

表8 行政機関別の適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数（令和7年中）

行政機関	同意しなかった件数
内閣府	1
経済産業省	1
原子力規制委員会	1
合計	3

表9 行政機関別の適性評価の評価対象者から同意が取り下げられた件数（令和7年中）

行政機関	同意が取り下げられた件数
経済産業省	1
特許庁	1
合計	2

エ 適性評価に関する苦情申出の状況

重要経済安保情報保護活用法第14条第1項の規定により、評価対象者は、通知された適性評価の結果その他当該対象者について実施された適性評価について、書面で、行政機関の長に対し、苦情の申出をすることができるものとされている。

また、運用基準第4章第5節5において、苦情処理の結果、適性評価の手続等が法令若しくは運用基準の規定に違反し、又は適正を欠いていると認めるときは、苦情処理責任者は、適性評価実施責任者又は適性評価調査実施責任者に改善を求めるものとしている。なお、内閣総理大臣による適性評価調査の手続等が法令若しくは運用基準の規定に違反し、又は適正を欠いていると認めるときは、内閣府の苦情処理責任者にその旨通知し、当該通知を受けた内閣府の苦情処理責任者が、内閣府の適性評価調査実施責任者に対し、その改善を求めるものとされている。

令和7年中における適性評価に関する苦情申出の件数は、全体で0件であった。

オ 適性評価に関する改善事例

令和7年中において、適性評価に関する改善事例の報告が全体で1件あり、そ

の行政機関別の内訳は、原子力規制委員会が1件であった。

重要経済安保情報保護活用法第12条第3項において、適性評価は、評価対象者の同意を得て実施するものとされており、不同意の意思表示を行った者（以下「不同意者」という。）に対し、適性評価は実施されない。そのため、重要経済安保情報保護活用法第12条第4項に基づき、行政機関の長が内閣総理大臣に対し、必要な資料を添えて、適性評価調査を求める場合、当該資料に不同意者の情報を含むべきではない。

しかし、原子力規制委員会の担当者は、運用基準を誤って理解し、適性評価調査を求める者として、不同意者の情報が含まれた名簿を提供した。これにより、不同意者の氏名、生年月日等の重要経済安保情報の保護のために必要のない個人情報本来知るべき立場にない内閣府の担当者に提供される事案が令和7年9月に発生した。

原子力規制委員会においては、不同意者の情報を外部に発出しないこと、また、担当者間及び後任者への確実な引継ぎを実施することなど、再発防止に向けた取組の徹底を行い、改善を図った。

また、内閣府より保護規程を定めている全ての行政機関に対し、事案確認後、直ちに政府全体として同様の事案の再発防止を徹底するため周知を行ったほか、令和7年10月に開催した担当者会議においても改めて各行政機関への周知を図った。

(7) 相談申出の状況

運用基準第4章第6節により、内閣総理大臣及び行政機関の長は、適性評価の実施に際して関係する者からの相談等を受ける窓口を設置するものとされている。当該窓口においては、評価対象者が行政機関又は適合事業者において適性評価の実施に当たって取得する個人情報を重要経済安保情報の保護以外の目的のために利用され、又は提供されたと考える場合の相談及び適性評価調査に当たって質問又は照会を受けた者など評価対象者以外の者が適性評価に関して疑問等を感じた場合の相談等を受理するものとしている。

令和7年中における相談申出の件数は、全体で3件であり、全て内閣総理大臣に申出があったものである。その内訳は、事業者から適合事業者認定に関する相談が1件、評価対象者から適性評価調査に関する相談が2件であった。

なお、当該窓口において相談等を受理した場合には、運用基準第4章第5節に準じて誠実に処理するものとしている。

(8) 適合事業者の認定の状況

重要経済安保情報保護活用法第10条の規定により、重要経済安保情報を保有する

行政機関の長は、我が国の安全保障の確保に資する活動の促進を図るために、適合事業者²⁸に重要経済安保情報を利用させる必要があると認めるときは、当該適合事業者との契約に基づき、重要経済安保情報を提供することができるとされている。

令和7年中における適合事業者の認定件数は、全体で0件であった。

3 制度の適正な運用の確保に関する事項

(1) 内閣府独立公文書管理監への対応

運用基準第6章第2節1及び3により、内閣府独立公文書管理監は、重要経済安保情報の指定及びその解除並びに重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理が重要経済安保情報保護活用法及び施行令の規定並びに運用基準第1章から第3章までに従って行われているかどうかを検証・監察し、行政機関の長がこれらの規定に従っていないと認めるときは、当該行政機関の長に対し、当該指定の解除その他の是正を求めるものとされている。

令和7年中に、検証・監察が行われた結果、以下の1件の是正の求めがなされ、これを受けて当該行政機関においては、必要な是正措置を講じ、内閣府も所要の通知を発出するなどして各行政機関への周知徹底を図った²⁸。

- 重要経済安保情報文書の一部の頁について、頁自体には重要経済安保情報の表示が行われているものの、重要経済安保情報を記録する部分を容易に区分できる部分について、当該部分を明らかにせず、当該部分への重要経済安保情報の表示を行っていない箇所があったため、是正を求めたもの 4文書（対公安調査庁長官：令和8年3月17日付け）

(2) 衆議院及び参議院の情報監視審査会による調査への対応

国会法（昭和22年法律第79号）第102条の13の規定により、行政における重要経済安保情報の保護及び活用に関する制度の運用を常時監視するため、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定の状況について調査し、並びに各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会からの同法第104条第1項の規定による重要経済安保情報の提出の要求に係る行政機関の長の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会を設けることとされている。

また、同法第102条の16の規定により、各議院の情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における重要経済安保情報の保護及び活用に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をするとともに、勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

28 令和8年4月1日付けで、重要経済安保情報保護活用委員会委員長から、委員各位に対し、周知を行った。

令和7年中の重要経済安保情報の運用状況について、先行的、試行的措置として、衆議院及び参議院の情報監視審査会から説明を求められたため、内閣府から両院の情報監視審査会に説明を行い、関係行政機関も、衆議院の情報監視審査会に説明を行った。

(3) 内閣府独立公文書管理監からの意見

運用基準第6章第4節4において、内閣府独立公文書管理監は、重要経済安保情報保護活用委員会に対し、行政機関の長による重要経済安保情報の指定及びその解除並びに重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理についての意見を述べるができるものとされており、令和8年3月18日に資料5のとおり重要経済安保情報及び特定秘密の表示等に関する意見が提出された。

(4) 有識者からの意見

1に記載のとおり、重要経済安保情報保護活用法第19条の規定により、政府が重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定の状況について国会に報告し、公表するに当たっては、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を付することとされている。

本報告に際し、第7回重要経済安保情報保護活用諮問会議（令和8年6月8日開催）その他の機会において意見を聴取したところ、以下のような意見が示された。政府においては、これらの意見を重く受け止め、同法の適正な運用を徹底していく。本報告の構成や内容に関する意見については、これに基づく加筆及び修正を行っている。

ア 制度の運用一般に関する意見

○ 適性評価における同意の取下げに関する意見

適性評価の実施状況について、各行政機関において、おおむね運用基準に沿った運営がなされていることが確認できた。特に、適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数では、適性評価の同意について、調査開始時に同意をしなかった件数に加えて、調査開始後に同意が取り下げられた件数も報告されており、評価対象者の同意しない権利が担保されているものと受け止める。

また、適性評価に関する改善事例では、改善事例として不同意者の情報が提供されたケースが報告されているが、不同意者が不利益な取扱いを受けていないことを確認するとともに、他の行政機関において類似事例が発生しないよう対応を徹底してほしい。

○ 不適切事例への対応に関する意見

適性評価に関する改善事例や内閣府独立公文書管理監の指摘への対応が示しているとおおり、不適切な事例はあったものの、再発防止策や必要な是正措置が速やかに講じられており、制度は総体として適切に運用されていると判断する。

○ 適合事業者認定の水準に関する意見

今後、適合事業者の認定件数が増えていくにつれて、相談件数も増えていく可能性がある。そのような場合でも、受理した相談等に対しては、丁寧に対応してほしい。

なお、「重要経済安保情報保護活用法の運用に関するガイドライン（適合事業者編）」（令和7年5月2日内閣府政策統括官（経済安全保障担当））においては、適合事業者の認定に当たって、「行政機関ごとに事業者に達成を求め水準の判断に一定の差が生じることは否定されない」とされている。しかしながら、行政機関ごとに事業者が求められる水準が異なる場合、事業者にとっては負担になることが考えられる。したがって、重要経済安保情報の活用の障害となることがないように、行政機関が事業者に求める水準の判断がいたずらにばらつくことがないようにすべきである。

○ 適合事業者における重要経済安保情報の取扱いに関する意見

今後、適合事業者認定が行われた後には、適合事業者に対する重要経済安保情報の提供が実施されることになり、適合事業者の事業活動の中で重要経済安保情報が取り扱われることになる。そこでは、適性評価を受けた者がこれを取り扱うことは当然であるが、その他に下記の点に留意する必要がある。

- 適合事業者に提供された重要経済安保情報は、当該適合事業者の事業活動において「活用」されることになる。想定される事業活動の中で、重要経済安保情報がどのように移動するかについては、適合事業者や案件ごとに異なってくると思われる。そのことに鑑み、適合事業者内部における重要経済安保情報の取扱いについては、事業活動のフローやプロセスに即して、適切な保全が行われるよう、あらかじめの確認及び事後の点検が必要であると思われる。
- 適合事業者に提供された重要経済安保情報については、一定期間内、当該適合事業者がこれを活用する事業活動を行うことになるが、その期間内において、重要経済安保情報の取扱いについて、ある種の「慣れ」が生じ、慎重さが失われることなども考えられる。また、このような情報は、適性評価を受けた者のみを取り扱うことになることから、限られた範囲の比較的少人数で取扱いがなされることが考えられる。そうすると、当該少人数の者の中で

一種のローカル・ルールのようなものが形成され、それが不適切な取扱いにつながる可能性がある。以上は、想定上の指摘ではあるが、当該適合事業者の事業活動や職場環境に即した情報保全のチェックが必要であると思われる。

- 適合事業者内部においても、人事異動がある。そのような人員配置の変動に即した適切な情報の管理・保全が必要である。具体的には、職場チーム内において、適性評価を受けた者のみが重要経済安保情報に接するようになっているかといった点などの常時チェック（人事管理システム上の工夫）などが考えられる。
- 適合事業者における重要経済安保情報の保全措置、漏えい対策などについては、特定秘密の情報保全に係る経験（不適切な取扱いの事例など）が参考になるので、それらの経験、具体的事案を改めて分析して、重要経済安保情報の保全に活用することを是非検討されたい。

○ 情報の適正な管理と取扱いルールの周知徹底に関する意見

重要経済安保情報文書の表示については是正が行われた事例が報告されている。重要経済安保情報保護活用法では、情報漏えいに対し刑罰を科すこととなっており、重要経済安保情報の取扱者を守るには、情報の取扱いについて迷いを生じさせないことが何よりも重要である。各行政機関においては、情報の適正な管理と取扱いルートを周知徹底してほしい。

○ 重要経済安保情報の活用に関する意見

適性評価における不同意者情報の取扱いに関する改善事例を記載した点は、個人情報保護及び人権配慮の観点から重要である。また、通報窓口及び相談窓口の設置状況を記載していることは、制度の透明性・統制性の確保に資する。他方で、本制度は情報の「保護」に加え、重要経済安保情報の「活用」を通じて我が国の安全保障及び経済安全保障政策に資することを目的としていることに鑑みれば、本報告書の記載は、保護・管理・統制に関する記述が中心であり、活用面に関する記述が限定的である。とりわけ、適合事業者の認定件数が0件であり、適合事業者の従業員を対象とした適性評価も0件であることから、令和7年時点では、主として行政機関内部の管理体制整備に重点を置いていたことがうかがわれる。この点については、制度施行初年度であることを踏まえる必要があるが、本制度の活用を期待する側面から、活用実績が限定的であった背景及び今後の方向性を検討し、今後の運用に生かすことが望ましいのではないかと。

具体的には、適合事業者認定制度の周知状況、民間事業者側のニーズ、認定基準や保護措置整備に伴う負担、行政機関側における情報提供需要の有無等に

ついて、可能な範囲で整理することが望まれる。あわせて、官民連携、研究開発、サプライチェーン強靱化、重要インフラ防護等において、重要経済安保情報の活用がどのような政策効果を持ち得るのかについても検討することが望ましい。関連して、本報告書では、各制度運用状況は個別に記載されているが、「施行初年度として何が整備され、どのような課題が明らかになったか」という総括的整理が乏しい。制度定着状況や今後の課題を整理することも検討されたい。

○ 国際情勢等の変化を踏まえた制度の活用に関する意見

目下、中東情勢などが変化している中で、国民は、重要経済安保情報がどのように活用されているかを知りたいと考えられるところ、そのような内容を説明し、制度の意義をアピールできたら良いのではないか。政府としてどのような評価をするのかは、メディアが注視していこう。

○ 今後の運用に関する意見

現時点では、制度の立上げの時期でもあることから、今後の運用の進捗状況を注視したい。具体的には、

- ・ 本法制定時に強調された特定秘密保護法との間のシームレスな運用を図ること
 - ・ 国民の知る権利に十分配慮すること
 - ・ 適性評価対象者ほか関係者について、プライバシーなど権利利益への適切な配慮・保護がなされること
 - ・ 適性評価に関する苦情申出や相談申出が機能するよう配慮すること
 - ・ 違反行為に対する通報が機能するよう各行政機関において継続的に注視すること
- などである。

イ 国会報告文書の構成や内容に関する意見

○ 今回、初の国会報告であるが、報告書の構成については、読みやすさも含め、妥当なものと評価できる。

○ 表 8 に調査開始後の同意取下げの状況についても記載を検討してほしい。
(政府の対応)

新たに表 9 を作成し、同意が取り下げられた件数を記載した。

【資料編】

(参照条文)

○重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）
- 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
- 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの
- 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
- 六 会計検査院

2・3 （略）

4 この法律において「重要経済基盤保護情報」とは、重要経済基盤に関する情報であって次に掲げる事項に関するものをいう。

- 一 外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- 二 重要経済基盤の脆(ぜい)弱性、重要経済基盤に関する革新的な技術その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの
- 三 第一号の措置に関し収集した外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）の政府又は国際機関からの情報
- 四 前二号に掲げる情報の収集整理又はその能力

（重要経済安保情報の指定）

第三条 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務に係る重要経済基盤保護情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（特別防衛秘密（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密をいう。）及び特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号。以下「特定秘密保護法」という。）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）に該当するものを除く。）を重要経済安保情報として指定するものとする。

2・3 （略）

（指定の有効期間及び解除）

第四条 行政機関の長は、指定をするときは、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2 行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時におい

て、当該指定をした情報が前条第一項に規定する要件を満たすときは、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内においてその有効期間を延長するものとする。

3～6 (略)

7 行政機関の長は、指定をした情報が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、有効期間内であっても、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除するものとする。

(他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供)

第六条 重要経済安保情報を保有する行政機関の長は、他の行政機関が我が国の安全保障に関する事務を遂行するために当該重要経済安保情報を利用する必要があると認めるときは、当該他の行政機関に当該重要経済安保情報を提供することができる。ただし、当該重要経済安保情報を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該重要経済安保情報について指定をしているとき（当該重要経済安保情報が、この項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

2・3 (略)

(都道府県警察に対する重要経済安保情報の提供等)

第七条 警察庁長官は、警察庁が保有する重要経済安保情報について、その所掌事務のうち我が国の安全保障に関するものを遂行するために都道府県警察にこれを利用させる必要があると認めるときは、当該都道府県警察に当該重要経済安保情報を提供することができる。

2・3 (略)

(その他公益上の必要による重要経済安保情報の提供)

第九条 第四条第五項、前三条、次条第一項及び第十八条第四項に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、重要経済安保情報を提供するものとする。

一 重要経済安保情報の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該重要経済安保情報を利用する場合（次号から第四号までに掲げる場合を除く。）であって、当該重要経済安保情報を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該重要経済安保情報が利用されないようにすることその他の当該重要経済安保情報を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあつては附則第十条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあつては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めるとき。

イ 各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第四百一条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行う審査又は調査であつて、国会法第五十二条第二項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は第六十二条の規定により公開しないこととされたもの

ロ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）第三百十六條の二十七第一項（同条第三項及び同法第三百十六條の二十八第二項において準用する場合を含む。）の規定により裁判所に提示する場合のほか、刑事事件の捜査又は公訴の維持に必要な業務であつて、当該業務に従事する者以外の者に当該重要経済

安保情報を提供することがないと認められるもの

- 二 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百二十三条第六項（同法第二百三十一条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定により裁判所に提示する場合
- 三 情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）第九条第一項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合
- 四 会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第十九条の四において読み替えて準用する情報公開・個人情報保護審査会設置法第九条第一項の規定により会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合

2 （略）

第四章 適合事業者に対する重要経済安保情報の提供等

第十条 重要経済安保情報を保有する行政機関の長は、重要経済基盤の脆弱性の解消、重要経済基盤の脆弱性及び重要経済基盤に関する革新的な技術に関する調査及び研究の促進、重要経済基盤保護情報を保護するための措置の強化その他の我が国の安全保障の確保に資する活動の促進を図るために、当該脆弱性の解消を図る必要がある事業者又は当該脆弱性の解消に資する活動を行う事業者、当該調査若しくは研究を行う事業者又は当該調査若しくは研究に資する活動を行う事業者、重要経済基盤保護情報を保有する事業者又は重要経済基盤保護情報の保護に資する活動を行う事業者その他の我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者であって重要経済安保情報の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの（次条第四項を除き、以下「適合事業者」という。）に当該重要経済安保情報を利用させる必要があると認めるときは、当該適合事業者との契約に基づき、当該適合事業者に当該重要経済安保情報を提供することができる。ただし、当該重要経済安保情報を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該重要経済安保情報について指定をしているとき（当該重要経済安保情報が、第六条第一項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

2～7 （略）

第五章 重要経済安保情報の取扱者の制限

第十一条 重要経済安保情報の取扱いの業務は、当該業務を行わせる行政機関の長若しくは当該業務を行わせる適合事業者が当該重要経済安保情報を提供し、若しくは保有させる行政機関の長又は当該業務を行わせる警察本部長が直近に実施した次条第一項又は第十五条第一項の規定による適性評価（第十三条第一項（第十五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による評価対象者（次条第二項に規定する評価対象者をいう。同条第一項第一号イ及び第二号において同じ。）への通知があった日から十年を経過していないものに限る。）において重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（次条第一項第三号又は第十五条第一項第三号に掲げる者として次条第三項（第十五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による告知があった者（次項において「再評価対象者」という。）を除く。）でなければ行ってはならない。ただし、次に掲げる者については、次条第一項又は第十五条第一項の規定による適性評価を受けることを要しない。

- 一 行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該機関の長）

二 国務大臣（前号に掲げる者を除く。）

三 内閣官房副長官

四 内閣総理大臣補佐官

五 副大臣

六 大臣政務官

七 前各号に掲げるもののほか、職務の特性その他の事情を勘案し、次条第一項又は第十五条第一項の規定による適性評価を受けることなく重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができるものとして政令で定める者

2 前項の規定にかかわらず、重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる行政機関の長若しくは当該業務を行わせる適合事業者が当該重要経済安保情報を提供し、若しくは保有させる行政機関の長又は当該業務を行わせる警察本部長が特定秘密保護法第十二条第一項又は第十五条第一項の規定により直近に実施したこれらの規定による適性評価（当該適性評価の後に当該行政機関の長又は警察本部長による次条第一項又は第十五条第一項の規定による適性評価が実施された場合のものを除く。以下「特定秘密直近適性評価」という。）において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（再評価対象者及び特定秘密保護法第十二条第一項第三号又は第十五条第一項第三号に掲げる者として特定秘密保護法第十二条第三項（特定秘密保護法第十五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による告知があった者を除く。）は、当該特定秘密直近適性評価に係る特定秘密保護法第十三条第一項（特定秘密保護法第十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知があった日から五年間に限り、重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができる。

3 特定秘密保護法第十六条第一項の規定にかかわらず、行政機関の長及び警察本部長は、重要経済安保情報の取扱いの業務を自ら行わせ、又は適合事業者が行わせるのに必要な限度において、同項に規定する適性評価の結果に係る情報を自ら利用し、又は提供することができるものとする。

4 特定秘密保護法第十六条第二項の規定にかかわらず、特定秘密保護法第五条第四項に規定する適合事業者及び特定秘密保護法第十六条第二項に規定する事業主は、重要経済安保情報の取扱いの業務を自ら行わせ、又は当該事業主に係る適合事業者が行わせるのに必要な限度において、特定秘密保護法第十三条第二項又は第三項の規定により通知された内容（同条第二項に規定する結果に係るものに限る。）を自ら利用し、又は提供することができるものとする。

（行政機関の長による適性評価の実施）

第十二条 行政機関の長は、次に掲げる者について、その者が重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一 当該行政機関の職員（当該行政機関が警察庁である場合にあっては、警察本部長を含む。次号において同じ。）又は当該行政機関との第十条第一項若しくは第二項の契約（同号において「契約」という。）に基づき重要経済安保情報の提供を受け、若しくは重要経済安保情報を保有する適合事業者の従業者として重要経済安保情報の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者であって、次に掲げるもの以外のもの

- イ 当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（第三号において「直近適性評価認定者」という。）のうち、当該適性評価に係る次条第一項の規定による評価対象者への通知があった日から十年を経過していないものであって、引き続き当該おそれがないと認められるもの
 - ロ 当該行政機関の長が実施した特定秘密直近適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（以下この項において「特定秘密直近適性評価認定者」という。）のうち、当該特定秘密直近適性評価に係る特定秘密保護法第十三条第一項の規定による通知があった日から五年を経過していないものであって、引き続き当該おそれがないと認められるもの
 - 二 当該行政機関の職員又は当該行政機関との契約に基づき重要経済安保情報の提供を受け、若しくは重要経済安保情報を保有する適合事業者の従業者として重要経済安保情報の取扱いの業務を現に行う者であって、当該行政機関の長が直近に実施した適性評価に係る次条第一項の規定による評価対象者への通知があった日から十年（特定秘密直近適性評価認定者である者にあつては、当該行政機関の長が実施した特定秘密直近適性評価に係る特定秘密保護法第十三条第一項の規定による通知があった日から五年）を経過した日以後重要経済安保情報の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれるもの
 - 三 直近適性評価認定者又は特定秘密直近適性評価認定者であつて、引き続き重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの
- 2 適性評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）について、次に掲げる事項についての調査（以下この条及び第十六条第一項において「適性評価調査」という。）を行い、その結果に基づき実施するものとする。
- 一 重要経済基盤毀損活動（重要経済基盤に関する公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動その他の活動であつて、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、重要経済基盤に関して我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるもの並びに重要経済基盤に支障を生じさせるための活動であつて、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人を当該主義主張に従わせ、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で行われるものをいう。）との関係に関する事項（評価対象者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。以下この号において同じ。）及び同居人（家族を除く。）の氏名、生年月日、国籍（過去に有していた国籍を含む。）及び住所を含む。）
 - 二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
 - 三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
 - 四 薬物の濫用及び影響に関する事項
 - 五 精神疾患に関する事項
 - 六 飲酒についての節度に関する事項
 - 七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

- 3 適性評価は、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施するものとする。ただし、第七項の規定の適用を受けて実施する場合においては、当該告知をすることを要しない。
 - 一 前項各号に掲げる事項について適性評価調査が行われる旨
 - 二 適性評価調査を行うため必要な範囲内において、第六項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨
 - 三 評価対象者が第一項第三号に掲げる者であるときは、その旨
- 4 行政機関の長は、適性評価を実施するときは、第七項の規定の適用を受けて実施される場合を除き、内閣総理大臣に対し、必要な資料を添えて、適性評価調査を行うよう求めるものとする。ただし、当該行政機関の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合（当該適性評価が同項の規定の適用を受けて実施される場合を除く。）には、当該行政機関の長が、政令で定めるところにより、自ら適性評価調査を行うものとする。
- 5 内閣総理大臣は、行政機関の長から前項の規定により適性評価調査を行うよう求められたときは、政令で定めるところにより、当該評価対象者について適性評価調査を行い、当該評価対象者が重要経済安保情報を漏らすおそれに関する意見（第七項において「調査意見」という。）を付して、当該適性評価調査の結果を当該行政機関の長に通知するものとする。
- 6 適性評価調査を行う内閣総理大臣又は行政機関の長は、適性評価調査を行うため必要な範囲内において、その職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 7 第二項の規定にかかわらず、評価対象者が、適性評価を実施する行政機関の長（以下この項において「実行政機関の長」という。）以外の行政機関の長又は警察本部長が実施した適性評価（次条第一項（第十五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知があった日から十年を経過しておらず、かつ、第五項（第十五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により内閣総理大臣が当該適性評価に係る適性評価調査を行ったものに限り、当該適性評価の後に実施行政機関の長による適性評価が実施された場合のものを除く。）のうち直近のもの（以下この条において「直近他機関適性評価」という。）において重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者である場合において、当該評価対象者について実施行政機関の長が実施する適性評価については、適性評価調査を行わず、直近他機関適性評価において行われた適性評価調査の結果に基づき実施するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、実行政機関の長の求めに応じ、直近他機関適性評価において行われた適性評価調査の結果及びこれに付した調査意見を当該実施行政機関の長に通知するものとする。
- 8 前項の規定の適用を受けて実施された適性評価を受けた評価対象者に対して行われた次条第一項の規定による通知は、前条第一項並びにこの条第一項第一号イ及び第二号の規定の適用については、直近他機関適性評価の結果について次条第一項（第十五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による評価対象者への通知が行われた日に行われたものとみなす。

(国会への報告等)

第十九条 政府は、毎年、前条第三項の意見を付して、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。

附 則 抄

(重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる行政機関等の職員に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(次条及び附則第四条において「施行日」という。)から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までの間においては、第十一条第一項の規定にかかわらず、行政機関の長又は警察本部長は、当該行政機関又は都道府県警察の職員のうち当該行政機関の長又は警察本部長が指名する者に重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせることができる。この場合において、第五条第一項及び第三項並びに第六条第二項及び第三項の規定の適用については、第五条第一項中「第十一条第一項又は第二項の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、当該行政機関」とあるのは「当該行政機関」と、同項及び同条第三項並びに第六条第三項中「の範囲を定める」とあるのは「を指名する」と、第五条第三項及び第六条第二項中「範囲その他」とあるのは「指名その他」とする。

○重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令(令和7年政令第26号)(抄)

(行政機関の長による重要経済安保情報の保護措置)

第十一条 行政機関の長は、重要経済安保情報を適切に保護するために、運用基準で定めるところにより、次に掲げる措置の実施に関する規程を定めるものとする。

一 重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する者の指名

二～九 (略)

十 重要経済安保情報文書等の奪取その他重要経済安保情報の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕その他の方法による重要経済安保情報文書等の廃棄

十一・十二 (略)

2・3 (略)

(都道府県警察による重要経済安保情報の保護措置)

第十二条 法第五条第三項の政令で定める事項は、当該警察本部長による次に掲げる措置及び当該重要経済安保情報に関する前条第一項各号に掲げる措置の実施に関する事項とする。

一 当該重要経済安保情報である情報について講ずる法第三条第二項各号のいずれかに掲げる措置

二～四 (略)

2 (略)

(その他公益上の必要による重要経済安保情報の提供を受けた者による重要経済安保情報の保護措置)

第十五条 法第九条第一項第一号の政令で定める措置は、同条(同号(イに係る部分を除く。))に係る部分に限る。)の規定により重要経済安保情報の提供を受ける者による次に掲げる措置とする。

一 (略)

二 当該重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する者を指名すること。

三～十 (略)

別記第一様式 (第四条関係)

重要経済安保情報

備考 色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。

○公文書等の管理に関する法律 (平成21年法律第66号) (抄)

(整理)

第五条 (略)

2～4 (略)

5 行政機関の長は、行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書 (以下「行政文書ファイル等」という。) について、保存期間 (延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。) の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあつては政令で定めるところにより国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

(行政文書ファイル管理簿)

第七条 行政機関の長は、行政文書ファイル等の管理を適切に行うため、政令で定めるところにより、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項 (行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成十一年法律第四十二号。以下「行政機関情報公開法」という。) 第五条に規定する不開示情報に該当するものを除く。) を帳簿 (以下「行政文書ファイル管理簿」という。) に記載しなければならない。ただし、政令で定める期間未満の保存期間が設定された行政文書ファイル等については、この限りでない。

2 (略)

○国会法 (昭和22年法律第79号) (抄)

第二百二条の十三 行政における特定秘密 (特定秘密の保護に関する法律 (平成二十五年法律第百八号。以下「特定秘密保護法」という。) 第三条第一項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。) の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定 (同項の規定による指定をいう。) 及びその解除並びに適性評価 (特定秘密保護法第十二条第一項に規定する適性評価をいう。) の実施の状況について調査するとともに、行政における重要経済安保情報 (重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律 (令和六年法律第二十七号。以下「重要経済安保情報保護活用法」という。) 第三条第一項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。) の保護及び活用に関する制度の運用を常時監視するため重要経済安保情報の指定 (同項の規定による指定をいう。) 及びその解除、適性評価 (重要経済安保情報保護活用法第十二条第一項に規定する適性評価をいう。) の実施並びに適合事業者の認定 (重要経済安保情報保護活用法第十八条第一項に規定する適合事業者の認定をいう。) の状況について調査し、並びに各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会からの第百四条第一項 (第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。) の規定による特定秘密又は重

要経済安保情報の提出の要求に係る行政機関長（特定秘密保護法第三条第一項に規定する行政機関の長及び重要経済安保情報保護活用法第二条第二項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会を設ける。

第百二条の十六 情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度又は重要経済安保情報の保護及び活用に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができる。

② 情報監視審査会は、行政機関の長に対し、前項の勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

第百四条 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

② 内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

③ 前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

④ 前項の要求後十日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。

○重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（令和7年1月31日閣議決定）（抄）

第2章 重要経済安保情報の指定

第1節 指定の要件

法第3条第1項は、行政機関の長が指定する重要経済安保情報について、以下の3つの要件を規定している。

- ・ 当該行政機関の所掌事務に係る重要経済基盤保護情報（法第2条第4項に規定する重要経済基盤保護情報をいう。以下同じ。）であること（以下「重要経済基盤保護情報該当性」という。）
- ・ 公になっていない情報であること（以下「非公知性」という。）
- ・ その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要である情報であること（以下「秘匿の必要性」という。）

重要経済安保情報に指定される情報からは、特別防衛秘密（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密をいう。）及び特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。）に該当するものは除かれる。

行政機関の長が指定しようとする情報について、要件該当性を判断するに当たっての基準は、以下1から3のとおりとする。

1 重要経済基盤保護情報該当性

- (1) (略)

(2) 重要経済基盤保護情報該当性

重要経済基盤保護情報該当性の判断は、上記の重要経済基盤に関する情報が、以下のとおり、法第2条第4項各号に掲げる事項の内容を具体的に示した事項の細目に該当するか否かにより行うものとする。なお、重要経済基盤保護情報に該当すると判断された情報について、その全てを重要経済安保情報として指定するものではなく、当該情報のうち、後述の非公知性及び秘匿の必要性の要件を満たすもののみを重要経済安保情報として指定する。

【第1号 外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究】

- ① 外部から行われる行為から基盤公共役務の提供体制を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの
- ア 基盤公共役務を提供する事業者及び行政機関の施設・設備等の安全確保に関する措置
 - a 施設・設備等の導入及び維持管理等に係る規制・制度に関して行政機関が行う審査・監督等の措置
 - b 施設・設備等に対する外部からの物理攻撃、サイバー攻撃その他の役務の提供に支障を与える行為に対応するための措置
 - c 施設・設備等に係るその他の安全確保に係る措置（a及びbに掲げるものを除く。）
 - イ 基盤公共役務を提供する事業者の経営や、事業者及び行政機関が保有する技術、知識、データ、人員等の役務の安定的な提供を行う体制を維持するために必要とするその他の経営資源に対し外部から行われる行為からの保護措置
- ② 外部から行われる行為から重要物資の供給網を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの
- ア 外部から行われる輸出入規制、不公正な貿易政策、国際物流網の封鎖等の行為による重要物資の供給途絶や供給不足、国内生産基盤の弱体化等に対応するための措置
 - イ 重要物資の供給網に関わる事業者及び行政機関の施設・設備等の安全確保に関する措置
 - a 施設・設備等に対する外部からの物理攻撃、サイバー攻撃その他の重要物資の安定供給に支障を与える行為に対応するための措置
 - b 施設・設備等に係るその他の安全確保に係る措置（aに掲げるものを除く。）
 - ウ 重要物資の供給網に関わる事業者の経営や、事業者及び行政機関が保有する技術、知識、データ、人員等の物資の安定提供を行う体制を維持するために必要とするその他の経営資源に対し外部から行われる行為からの保護措置

【第2号 重要経済基盤の脆(ぜい)弱性、重要経済基盤に関する革新的な技術その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの】

- ① 重要経済基盤の脆弱性に関する情報であって安全保障に関するもの
- ア 基盤公共役務の提供体制の脆弱性に関する情報であって安全保障に関するもののうち、以下に掲げる

事項に関するもの

- a 基盤公共役務を提供する事業者及び行政機関の施設・設備等の脆弱性に関する情報
- b 基盤公共役務を提供する事業者の経営や、事業者及び行政機関が保有する技術、知識、データ、人員等の役務の安定的な提供を行う体制を維持するために必要とするその他の経営資源に関する脆弱性に関する情報
- イ 重要物資の供給網の脆弱性に関する情報であって安全保障に関するもののうち、以下に掲げる事項に関するもの
 - a 重要物資の外部依存度、非代替性、供給途絶時の影響の詳細等につき調査・分析等により得られた情報
 - b 重要物資の供給網に関わる事業者及び行政機関の施設・設備等の脆弱性に関する情報
 - c 重要物資の供給網に関わる事業者の経営や、事業者及び行政機関が保有する技術、知識、データ、人員等、物資の安定供給を行う体制を維持するために必要とするその他の経営資源に関する脆弱性に関する情報
- ② 重要経済基盤に関する革新的な技術に関する情報であって安全保障に関するもののうち、以下に掲げる事項に関するもの
 - ア 重要経済基盤に関する革新的な技術の国際共同研究開発において、外国の政府等から提供され、当該外国において本法による保護措置に相当する措置が講じられている情報
 - イ 重要経済基盤に関する革新的な技術で我が国が技術優位性を持つ分野（これから技術優位性を確保しようとする分野も含む。）に関する研究・調査・分析・審査等により得られた情報
 - ウ 重要経済基盤を防護するための革新的技術に関する情報
- ③ その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの

【第3号 外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報】

外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報であって、当該外国の政府又は国際機関において本法による保護措置に相当する措置が講じられている情報（当該情報を分析して得られた情報を含む。）

【第4号 第2号及び第3号に掲げる情報の収集整理又はその能力】

第2号及び第3号に掲げる情報の収集整理又はその能力に関する情報

2・3 (略)

第2節 指定に当たって遵守すべき事項

1 遵守すべき事項

重要経済安保情報を指定するに当たって、行政機関の長は、以下の点を遵守しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 国民に対する説明責任を怠ることのないよう、指定する情報の範囲が明確になるよう努めること。

(4)・(5) (略)

2 (略)

第3節 指定の手続

1 重要経済安保情報管理者の指名

行政機関の長は、重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する者として、行政機関の長以外の当該行政機関の職員のうちから、官房、局、部若しくは委員会の事務局若しくは事務総局の長、施設等機関の長、特別の機関の長、地方支分部局の長又はこれらに準ずる者を重要経済安保情報管理者に指名し、重要経済安保情報の保護に関する業務を管理するために必要な以下に掲げる措置を講じさせるものとする。

- (1) 施行令第3条、第6条、第7条第1項第3号、第8条第2号及び第10条第1項第3号並びに5の規定による指定管理簿への記載又は記録
- (2) 法第3条第2項第1号の規定による重要経済安保情報の表示
- (3) 法第3条第2項第2号の規定による通知
- (4) 6の規定による周知
- (5) 法第3条第3項の規定による同条第2項第1号に掲げる措置
- (6) 施行令第7条第1項第1号及び第2号の規定による措置並びに第3章第1節2の規定による周知等
- (7) 施行令第8条第1号の規定による措置及び第3章第1節3の規定による周知
- (8) 第3章第1節1(1)及び同章第2節1(1)の規定による書面又は電磁的記録への記載又は記録
- (9) 施行令第10条第1項第1号及び第2号の規定による措置並びに第3章第2節2の規定による周知等
- (10) 施行令第11条第2項の規定による措置
- (11) 法第5条第2項及び第10条第2項の規定による通知
- (12) (1)から(11)までに掲げるもののほか、重要経済安保情報の保護に関する業務を管理するために必要な措置

2 対象情報の認知

行政機関又は都道府県警察の職員は、重要経済安保情報に指定すべきと考えられる情報を知ったときには、直ちに当該情報が重要経済安保情報に指定されるよう関係職員に通報するなどの措置を講ずるものとする。

3 要件該当性の判断及び有効期間の設定

行政機関の長は、指定をしようとする際には、当該指定をしようとする情報の要件該当性を判断するとともに、法第4条第1項に基づく指定の有効期間を設定するものとする。

有効期間の設定に当たっては、外部からの脅威動向や技術動向を始めとする経済安全保障を巡る情勢変化の速さを勘案して、適切であると考えられる期間を定めるものとする。なお、現に行われている外国の政府

等との交渉の方針など、指定の有効期間を年数により設定することが困難である場合は、当該指定の有効期間を5年とした上で、指定を解除する条件を明らかにしておくよう努めるものとする。

4 重要経済安保情報指定書の作成

行政機関の長は、指定をしようとする際には、当該指定をしようとする情報の保護に関する業務を管理する重要経済安保情報管理者に命じて、指定をしようとする情報に関する重要経済安保情報指定書（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成させるものとする。

重要経済安保情報指定書には、当該指定をしようとする情報が、第1節1(2)の事項の細目のいずれに該当するものであるかなど、指定の要件を満たしているか否かが判別できるように指定の理由を記載し、又は記録するとともに、国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性その他の一定の条件が生じた場合に指定を解除すべき情報である場合には、その条件を明らかにするものとする。

また、重要経済安保情報指定書には、他の情報と区別することができるように、当該指定に係る情報の記述（以下「対象情報の記述」という。）をできる限り具体的に記述し、又は記録するよう努めるものとする。その際、毎年度作成する計画や継続的に収集する情報など、異なる時期に複数回保有することが想定される場合には、例えば、「令和〇〇年度〇〇計画」、「令和〇〇年中の〇〇国との間の〇〇に関する交渉の内容」といった形で期間を区切るとともに、必要に応じて、「（〇〇を含む。）」、「（〇〇を除く。）」と記すこと等により、指定の有効期間も含めて指定の範囲が明確になるようにするものとする。ただし、当該対象情報の記述を含む重要経済安保情報指定書を、重要経済安保情報として取り扱うことを要しないようにしなければならない。

このほか、重要経済安保情報指定書には、各行政機関において付与する指定の整理番号及び当該重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する重要経済安保情報管理者の官職を記載し、又は記録するものとする。

5 指定管理簿の作成及び記載又は記録

行政機関の長は、指定管理簿（施行令第3条に規定する指定管理簿をいう。以下同じ。）を作成し、保護規程（施行令第11条第1項に規定する規程をいう。以下同じ。）で定める者に管理させる。

重要経済安保情報管理者は、その所掌に係る重要経済安保情報の指定等がなされたときは、指定管理簿への記載又は記録に必要な事項を、指定管理簿を管理する者に報告し、当該指定管理簿を管理する者は、報告を受けた事項を指定管理簿に記載し、又は記録するものとする。

指定管理簿には、施行令第3条第1号から第5号までに掲げる事項のほか、個々の重要経済安保情報について、指定の整理番号及び当該指定に係る重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する重要経済安保情報管理者の官職を記載し、又は記録するものとする。施行令第3条第3号に基づき、重要経済安保情報の概要を記載し、又は記録するに当たっては、第1節1(2)の事項の細目のいずれに該当するものであるかなど、指定の要件を満たしているか否かが判別できるようにするとともに、情報の秘匿に支障のない範囲内で、他の情報と区別することができるよう具体的に記述するよう努めるものとする。

ただし、指定管理簿を重要経済安保情報として取り扱うことを要しないようにしなければならない。

6 重要経済安保情報の表示又は通知及び指定の周知

重要経済安保情報管理者は、指定がされたときは、行政機関の長の命を受けて、法第3条第2項第1号又は第2号に規定する措置を講ずるほか、指定の有効期間が満了する年月日及び指定に係る重要経済安保情報の概要を、当該行政機関において当該指定に係る重要経済安保情報の取扱いの業務に従事する職員（当該指定について法第3条第2項第2号の通知を受けた者を除く。）に周知するものとする。

7 指定の通知を書面の交付に代えて電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法による提供で行う場合の必要な措置の実施

重要経済安保情報管理者は、行政機関の長の命を受けて、法第3条第2項第2号の規定による通知を電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法により提供する場合、当該通知の相手方が通知内容を確実に確認し、これに基づき適確な保護措置が講じられることを担保するため、電子メールの開封確認機能を利用し通知の相手方の電子メール開封を確認すること、通知の相手方に通知内容を確認した旨の折り返しの連絡を求めることその他の必要な措置を講ずるものとする。

また、重要経済安保情報管理者及び警察本部長（法第5条第3項に規定する警察本部長をいう。以下同じ。）は、法第3条第2項第2号の規定による通知以外の通知（施行令第7条第1項第2号、第8条第1号、第10条第1項第2号、第11条第3項、第12条第1項、第13条、第14条及び第16条第2項に規定する通知をいう。）を、書面の交付に代えて電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法により提供する場合にも、必要な措置を講ずるものとする。

さらに、契約（第5章第1節4の契約をいう。以下同じ。）に基づき適合事業者が重要経済安保情報を保有させ又は提供する行政機関の長は、当該適合事業者に対し、当該適合事業者が書面の交付に代えて電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法による提供で通知（施行令第17条に規定する通知をいう。）を行う場合には必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

第4章 適性評価

第1節 （略）

第2節 適性評価の流れ

1・2 （略）

3 適性評価の実施についての告知及び同意等

(1) （略）

(2) 評価対象者による同意等

①・② （略）

③ 同意の取下書の提出

評価対象者は、同意書の提出（実施同意書又は実施同意書（第12条第7項）を提出することをいう。以下同じ。）から適性評価の結果が通知されるまでの間、必要事項を記載し、又は記録した別添4-1の「適性評価の実施についての同意の取下書」（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「同意取下書」という。）を適性評価実施担当者又は適性評価調査実施担当者に提出することにより、その同意を取り下げることができるものとする。

ただし、評価対象者は、法第12条第7項の適用を受けた適性評価の実施について同意を取り下げるときは、必要事項を記載し、又は記録した別添4-2の「適性評価の実施についての同意の取下書（第12条第7項）」（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「同意取下書（第12条第7項）」という。）を適性評価実施担当者又は適性評価調査実施担当者に提出することにより、その同意を取り下げることができるものとする。

④～⑥ （略）

(3) （略）

4・5 （略）

6 評価

(1) 評価の基本的な考え方

行政機関の長は、適性評価調査の結果及び内閣総理大臣の調査意見を基に、評価対象者が重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないかどうかについて、評価対象者の個別具体的な事情を十分に考慮して、総合的に判断するものとする。

行政機関の長は、適性評価調査を尽くしてもなお、評価対象者が重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑念が残る場合には、重要経済安保情報の漏えいを防止し、もって我が国及び国民の安全を確保する法の目的に鑑み、重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められないと判断するものとする。

(2) 評価の視点等

重要経済安保情報を取り扱う者がこれを漏えいするおそれは、次の3つの類型に大分されると考えられる。

- ・ 自発的に重要経済安保情報を漏えいするおそれ
- ・ 働き掛けを受けた場合に影響を排除できずに重要経済安保情報を漏えいするおそれ
- ・ 過失により重要経済安保情報を漏えいするおそれ

したがって、行政機関の長は、それぞれの類型を意識し、以下の視点から、評価するものとする。

- ① 情報を適正に管理することができるか
- ② 規範を遵守して行動することができるか

- ③ 職務に対し、誠実に取り組むことができるか
- ④ 情報を自ら漏らすような活動に関わることがないか
- ⑤ 自己を律して行動することができるか
- ⑥ 情報を漏らすよう働き掛けを受けた場合に、これに応じるおそれが高い状態にないか
- ⑦ 職務の遂行に必要な注意力を有しているか

(3) 評価の際に考慮する要素

行政機関の長は、評価を実施するに当たり、調査により判明した事実について、以下の要素を考慮するものとする。

- ① 法第12条第2項各号に掲げる事項についての評価対象者の行動又は状態（以下「対象行動等」という。）の性質、程度及び重大性
- ② 対象行動等の背景及び理由
- ③ 対象行動等の頻度及び時期
- ④ 対象行動等があったときの評価対象者の年齢
- ⑤ 対象行動等に対する自発的な関与の程度
- ⑥ 対象行動等がなくなり、又は再び生ずる可能性

7 適性評価の結果等の通知

(1) 評価対象者への結果及び理由の通知

- ① 評価対象者が重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められると評価された場合

行政機関の長が評価対象者について重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められると評価したときは、適性評価実施担当者は、当該評価対象者に対し、その結果を本人用の結果等通知書の交付により通知するものとする。

適性評価実施担当者は、評価対象者に結果を通知する際には、評価対象者が重要経済安保情報の取扱いの業務を行うに当たり、重要経済安保情報の保護のための法令及び関係規程を遵守し、重要経済安保情報の保護に努め、これを漏らさないことを誓約することを明らかにするとともに、以下の事項等について確認することを明らかにするため、評価対象者に対し、必要事項を記載し、又は記録した別添10の「重要経済安保情報の保護に関する誓約書」（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「誓約書」という。）の提出を求めるものとする。

- ・ 事情の変更が生じた場合に速やかに重要経済安保情報管理者に申し出ること。特に他の行政機関の長が今後実施する適性評価に法第12条第7項の規定が適用される場合において、重要経済安保情報を取り扱う業務を行わなくなった期間が生じた場合には当該期間における第3節1(1)に掲げる事項や職歴・学歴について申し出ること。
- ・ 評価対象者が適合事業者の従業者である場合には、適合事業者が当該評価対象者について事情の変更があると認めるときにこれを重要経済安保情報管理者に報告すること。

② 評価対象者が重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められないと評価された場合

行政機関の長が評価対象者について重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められないと評価したときは、適性評価実施担当者は、当該評価対象者に対し、本人用の結果等通知書の交付により、その結果及び当該おそれがないと認められなかった理由を通知するものとする。ただし、3(2)⑤により、当該評価対象者が理由の通知を希望していないときは、理由を通知しないものとする。

理由を通知する際は、その理由が本人の申告に基づく事実によるものであるときには当該事実を示すなど、具体的に説明するものとする。その際、評価対象者以外の者の個人情報の保護を図るとともに、理由の通知によって、適性評価調査の着眼点、情報源、手法等が明らかとなり、適性評価の円滑な実施の確保を妨げることとならないようにしなければならない。

(2) 重要経済安保情報管理者等への結果の通知

適性評価実施責任者は、行政機関の長が適性評価を実施したときは、重要経済安保情報管理者に対し、その結果を通知するものとする。

当該通知が適合事業者の従業者に係るものであるときは、重要経済安保情報管理者は、当該適合事業者に対し、適合事業者用の結果等通知書の交付によりその結果を通知するとともに、当該通知に係る従業者が派遣労働者であるときは、当該通知の内容を、当該従業者を雇用する事業主に通知するよう当該適合事業者に求めるものとする。

(3) 内閣総理大臣への結果の通知

適性評価実施責任者は、行政機関の長が適性評価を実施したときは、内閣府の適性評価調査実施責任者に対し、当該適性評価の結果を通知するものとする。

(4) 適性評価の進捗状況の問合せ

適性評価実施担当者は、評価対象者や適合事業者から、適性評価の進捗状況の問合せを受けた場合には、その進捗状況を確認した上で、評価対象者に状況を伝達する。ただし、適性評価の状況を伝達するに当たり、評価対象者以外の者の個人情報の保護を図るとともに、状況の伝達によって、適性評価調査の着眼点、情報源、手法等が明らかとなり、適性評価の円滑な実施の確保を妨げることとならないようにしなければならない。

(5) 留意事項

内閣総理大臣及び行政機関の長は、重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる目的に鑑み、個別具体的な事情を踏まえ、適当な時期に適性評価の結果を通知できるよう必要な調査体制を構築するなど、適切な体制を整備するよう努めるものとし、適性評価の結果を通知するまでの間において、いたずらに時間を要すことのないようにしなければならない。

第6章 重要経済安保情報保護活用法の実施の適正を確保するための措置

第1節・第2節 (略)

第3節 重要経済安保情報の指定及びその解除並びに重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理の適正に関する通報

1 通報窓口の設置

内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長は、重要経済安保情報の取扱いの業務を行う者若しくは行っていた者又は法第4条第5項、第8条、第9条、第10条若しくは第18条第4項の規定により提供された重要経済安保情報について、当該提供の目的である業務により当該重要経済安保情報を知得した者（以下「取扱業務者等」という。）が、重要経済安保情報の指定及びその解除又は重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理が法等に従って行われていないと思料する場合に通報するための窓口（以下「通報窓口」という。）を設置し、公表するものとする。

2 通報の処理

(1) 行政機関に対する通報

① 取扱業務者等による通報

取扱業務者等は、重要経済安保情報の指定及びその解除又は重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理が、法等に従って行われていないと思料するときは、通報窓口に対し、その旨の通報をすることができる。この場合において、取扱業務者等は、指定管理簿に記載され、又は記録された重要経済安保情報の概要や、重要経済安保情報が記録された文書の番号を用いるなどし、重要経済安保情報を漏らしてはならない。

② 行政機関による調査の判断

行政機関の長は、受理した通報に基づき調査の必要性を十分に検討した上で、調査を行う場合にはその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合にはその旨及び理由を、当該通報を行った者（以下「通報者」という。）に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、適正な調査の遂行に支障がある場合はこの限りではない。

③ 行政機関による調査の実施

行政機関の長は、調査を行う場合には、遅滞なく必要な調査を行い、調査の結果、重要経済安保情報の指定及びその解除又は重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理が法等に従って行われていないことが明らかになったときは、速やかに当該指定の解除、当該重要経済安保情報行政文書ファイル等の適正な管理その他の適切な措置を講ずるものとする。

④ 調査結果の通知

行政機関の長は、調査を実施した場合には、その結果を遅滞なく通報者に対し通知するものとする。行政機関の長は、通報を処理したときは、その内容を内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

(2) 内閣府独立公文書管理監に対する通報

① 取扱業務者等による通報

取扱業務者等は、重要経済安保情報の指定及びその解除又は重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理が、法等に従って行われていないと思料するときは、内閣府独立公文書管理監の通報窓口に対し、その旨の通報をすることができる。この場合において、取扱業務者等は、指定管理簿に記載され、又は記録された重要経済安保情報の概要や、重要経済安保情報が記録された文書の番号を用いるなどし、重要経済安保情報を漏らしてはならない。

この通報は、2(1)②において調査を行わない旨の通知又は2(1)④の通知を受けた後でなければ、行うことができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

ア 2(1)①に定める通報をすれば、不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合

イ 2(1)①に定める通報をすれば、当該通報に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある場合

ウ 個人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合

② 内閣府独立公文書管理監による調査の実施

内閣府独立公文書管理監は、通報を受理した場合には、遅滞なく必要な調査を行うものとし、必要があると認めるときは、①の通知に係る行政機関の長に対し、重要経済安保情報を含む資料の提出若しくは説明を求め、又は実地調査をすることができる。行政機関の長は、当該求めがあったときは、法第9条第1項の規定により、内閣府独立公文書管理監に重要経済安保情報を提供するものとし、当該重要経済安保情報の提供が、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められないとして、その求めに応じないときは、その理由を内閣府独立公文書管理監に疎明しなければならない。

③ 是正の求め

内閣府独立公文書管理監は、重要経済安保情報の指定及びその解除又は重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理が法等に従って行われていないと認めるときは、当該重要経済安保情報の指定及びその解除をし、又は重要経済安保情報行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該指定の解除、当該重要経済安保情報行政文書ファイル等の適正な管理その他の是正を求めるものとし、その是正を求めたときは、その内容を重要経済安保情報保護活用委員会へ通知するものとする。

④ 調査結果の通知

行政機関の長は、上記の是正の求めがあったときは、適切な措置を講じた上で、当該措置について内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

内閣府独立公文書管理監は、調査の結果を遅滞なく通報者に対し通知するものとする。

(3) 通報者の保護等

① 個人情報の保護

通報の処理に関与した職員は、通報者を特定させることとなる情報その他の通報に関する秘密を漏らしてはならず、又は知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に利用してはならない。

② 不利益取扱いの禁止

行政機関の長は、当該行政機関の職員が、通報者（通報者が適合事業者の従業者である場合にあつては、当該適合事業者を含む。③前段において同じ。）に対し、通報をしたことを理由として不利益な取扱いをすることのないよう適切な措置を講じなければならない。

③ 違反に対する措置

行政機関の長は、通報者に対し、通報をしたことを理由として懲戒処分その他不利益な取扱いを行った職員があるときは、当該不利益な取扱いを取り消し、又は是正するとともに、当該職員に対し、懲戒処分その他適切な措置を講ずるものとする。正当な理由なく、通報に関する秘密を漏らした職員及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員についても同様とする。

④ 通報に係る記録の保管

行政機関の長及び内閣府独立公文書管理監は、通報の処理に係る記録を作成し、適切な保存期間を定めた上で、当該記録を関係資料とともに適切な方法で管理しなければならない。

○重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律附則第二条の政令で定める日を定める政令（令和8年政令第13号）（抄）

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律附則第二条の政令で定める日は、令和八年五月十五日とする。

(資料 1)

重要経済安保情報保護活用諮問会議の開催について

〔 令和 6 年 6 月 10 日
内閣総理大臣決定 〕

1 趣旨

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 27 号。以下「重要経済安保情報保護活用法」という。）の適正な運用のため、重要経済安保情報保護活用諮問会議（以下「会議」という。）を開催する。

2 構成等

- (1) 会議は、次に掲げる意見を、内閣総理大臣に対し述べることとする。
 - ア 重要経済安保情報保護活用法第 18 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づく意見
 - イ アに掲げるもののほか、重要経済安保情報保護活用法の適正な運用を図るために必要な意見
- (2) 会議は、内閣総理大臣が委嘱する者により構成し、同大臣の下に開催する。
- (3) 会議に座長を置き、構成員の互選により、これを定める。
- (4) 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (5) 会議の構成員の任期は、2 年とし、再任することを妨げない。構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (6) 会議の議事録及び議事要旨を作成し、議事要旨については、会議終了後公表する。また、会議の配付資料についても、原則として公表する。

3 庶務

会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。

4 その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

(資料2)

重要経済安保情報保護活用諮問会議 構成員

(五十音順)

神橋 一彦	立教大学法学部 教授
富田 珠代	日本労働組合総連合会 副事務局長
原 一郎	一般社団法人 日本経済団体連合会 常務理事
吉田 直人	株式会社 日経BP 取締役会長
渡部 俊也	東京科学大学 副学長 (研究・イノベーション本部)

※ 令和7年12月31日時点

(資料3) 最も関連性の高い「事項の細目」別の重要経済安保情報の指定の状況 (令和7年末時点)

※▲が付された数値は、令和7年中に指定を解除した重要経済安保情報の件数

				内閣府	国土 交通 省	内閣府	警察庁	農林省	公安 委員会	外務省	財務省	経済 産業省	合計			
第1号 【外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの】	①【外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの】	ア【重要公共役務を提供する事業者及び行政機関の施設・設備等の安全確保に関する措置】	a【施設・設備等の導入及び維持管理等に係る規制・制度に関して行政機関が行う審査・監督等の措置】	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1			
			b【施設・設備等に対する外部からの物理攻撃、サイバー攻撃その他の役務の提供に支障を与える行為に対応するための措置】	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1		
			c【施設・設備等に係るその他の安全確保に係る措置（a及びbに掲げるものを除く。）】	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		イ【重要公共役務を提供する事業者の経営や、事業者及び行政機関が保有する技術、知識、データ、人員等の役務の安定的な提供を行う体制を維持するために必要とするその他の経営資源に対し外部から行われる行為からの保護措置】	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
	②【外部から行われる行為から重要物資の供給網を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの】	ア【外部から行われる輸出入規制、不公正な貿易政策、国際物流網の制限等の行為による重要物資の供給途絶や供給不足、国内生産基盤の弱体化等に対応するための措置】	イ【重要物資の供給網に関わる事業者及び行政機関の施設・設備等の安全確保に関する措置】	a【施設・設備等に対する外部からの物理攻撃、サイバー攻撃その他の重要物資の安定供給に支障を与える行為に対応するための措置】	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
				b【施設・設備等に係るその他の安全確保に係る措置（aに掲げるものを除く。）】	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				ウ【重要物資の供給網に関わる事業者の経営や、事業者及び行政機関が保有する技術、知識、データ、人員等の物資の安定提供を行う体制を維持するために必要とするその他の経営資源に対し外部から行われる行為からの保護措置】	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	
		①【重要経済基盤の脆弱性に関する情報であって安全保障に関するもの】	ア【重要公共役務の提供体制の脆弱性に関する情報であって安全保障に関するものうち、以下に掲げる事項に関するもの】	イ【重要物資の供給網の脆弱性に関する情報であって安全保障に関するものうち、以下に掲げる事項に関するもの】	a【重要公共役務を提供する事業者及び行政機関の施設・設備等の脆弱性に関する情報】	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
					b【重要公共役務を提供する事業者の経営や、事業者及び行政機関が保有する技術、知識、データ、人員等の役務の安定的な提供を行う体制を維持するために必要とするその他の経営資源に関する脆弱性に関する情報】	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
					c【重要物資の供給網に関わる事業者の経営や、事業者及び行政機関が保有する技術、知識、データ、人員等、物資の安定供給を行う体制を維持するために必要とするその他の経営資源に関する脆弱性に関する情報】	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
②【重要経済基盤に関する革新的な技術に関する情報であって安全保障に関するものうち、以下に掲げる事項に関するもの】	ア【重要経済基盤に関する革新的な技術の国際共同研究開発において、外国の政府等から提供され、当該外国において本法による保護措置に相当する措置が講じられている情報】	イ【重要経済基盤に関する革新的な技術で我が国が技術優位性を持つ分野（これから技術優位性を確保しようとする分野も含む。）に関する研究・調査・分析・審査等により得られた情報】	b【重要物資の供給網に関わる事業者及び行政機関の施設・設備等の脆弱性に関する情報】	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
			c【重要物資の供給網に関わる事業者の経営や、事業者及び行政機関が保有する技術、知識、データ、人員等、物資の安定供給を行う体制を維持するために必要とするその他の経営資源に関する脆弱性に関する情報】	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
			ウ【重要経済基盤を防護するための革新的な技術に関する情報】	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	③【その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの】	1	1	1	1	1	1	1	0	0	1	7				
第3号 【外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報】	0	0	0	1	▲1	0	1	0	0	0	▲3					
第4号 【第2号及び第3号に掲げる情報の収集整理又はその能力】	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4					
合計	1	1	3	3	▲2	1	5	2	2	▲20						

(資料4)

重要経済安保情報保護活用委員会の構成等について

令和7年5月16日
内閣総理大臣決定
令和7年7月10日
一部改正

重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（令和7年1月31日閣議決定）第6章第1節の規定に基づき、重要経済安保情報保護活用委員会の構成その他必要な事項を次のとおり定める。

- 1 重要経済安保情報保護活用委員会の構成は、次のとおりとする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、委員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

委員長	内閣府特命担当大臣（経済安全保障）
委員長代理	経済安全保障を担当する内閣府副大臣
副委員長	経済安全保障を担当する内閣府大臣政務官
委員	国家安全保障局長
	内閣官房副長官補（内政担当）
	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）
	内閣情報官
	内閣サイバー官
	内閣府事務次官
	警察庁長官
	金融庁長官
	デジタル審議官
	総務事務次官
	法務事務次官
	公安調査庁長官
	外務事務次官
	財務事務次官
	文部科学事務次官
	厚生労働事務次官
	農林水産事務次官
	経済産業事務次官
	国土交通事務次官
	海上保安庁長官
	環境事務次官
	原子力規制庁長官

防衛事務次官

- 2 前項に定めるもののほか、重要経済安保情報保護活用委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 「重要経済安保情報保護活用準備委員会の開催について」（令和6年6月10日内閣総理大臣決定）は廃止する。
- 2 この決定は、令和7年5月16日から施行する。

(資料5)

府独管第251号

令和8年3月18日

重要経済安保情報保護活用委員会

委員長 小野田 紀美 殿

内閣保全監視委員会

委員長 小野田 紀美 殿

内閣府独立公文書管理監 藤本 治彦

(公印省略)

重要経済安保情報及び特定秘密の表示等に関する意見

「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」(令和7年1月31日閣議決定)第6章第4節4及び「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」(平成26年10月24日閣議決定) V 5 (1)ウに基づき、以下のとおり、重要経済安保情報及び特定秘密の表示等に関する意見を述べるので、よろしく取り計らい願いたい。

記

令和7年中に指定された重要経済安保情報に関し、行政機関が保有する文書等への記録及び重要経済安保情報表示の適否に関する検証・監察を行った。その結果、重要経済安保情報文書のうち、当該情報を記録する部分を容易に区分することができるものについて、適切な表示がされていないものがあることが判明した。

元来、文書等の表示によって安全保障上特に秘匿することが必要である情報とそれ以外の情報を明確に区別することの趣旨は、そうした情報を適確に保護するとともに、開示できる文書を公開することなどにより政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を果たすためである。加えて、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律(令和6年法律第27号。以下「重要経済安保情報保護活用法」

という。)は、そうした情報の漏えい等に罰則を科すものであることから、刑罰の範囲を明確にすべきとする罪刑法定主義との関係でも重要である。

こうした点に鑑みれば、重要経済安保情報を記録する部分を容易に区分することができる場合には、当該部分に適切に表示を施すことにより、文書の記載内容のうちいずれの部分も当該情報に当たるのか、当該文書を閲覧する者に対して明確な状態であることが必要である。

ところで、重要経済安保情報保護活用法及び特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。)は、我が国の安全保障上特に秘匿することが必要である情報につき、各行政機関の長の指定のもと、これを保護するという点で共通するものであり、かつ、表示方法に関する法令等の定めについても多くの点で類似している。また、重要経済安保情報保護活用法案に対する国会の附帯決議においても、特定秘密保護制度を始めとする既存の情報保全の仕組みとの整合性の確保が要求されている。

そのため、重要経済安保情報と特定秘密の両方を指定し、文書に表示をするそれぞれの行政機関においては、一の文書や頁に当該両方の情報が含まれる場合があることも踏まえれば、重要経済安保情報表示と特定秘密表示の方法は統一されることが望ましく、両表示が異なるべき合理的な理由はないと考える。

については、かかる状況に鑑み、下記の点について所要の措置を講じられたい。

- 1 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令(令和7年政令第26号。以下「重要経済安保情報保護活用法施行令」という。)第4条第1号の規定(「その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該重要経済安保情報表示は、当該部分にすること。」)に関し、具体的な解釈基準を示すことなどにより、重要経済安保情報表示の方法の明確化を図ること。
- 2 重要経済安保情報と特定秘密の両方の情報が一の文書や頁に記載されるケースも考えられることも踏まえ、文書等に表示をする各行政機関における両表示の方法の統一を図ること。

- 3 上記 1 及び 2 に基づく措置が確実に講じられるよう、各行政機関に対し、重要経済安保情報や特定秘密を記録する部分を容易に区分することができる場合における部分的な表示の必要性と重要性を周知するとともに、重要経済安保情報保護活用法施行令第11条第 1 項や特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）第11条第 1 項等に従って定められる保護規程の改定を求めるなど、必要に応じ、所要の措置を講ずること。

- 4 重要経済安保情報や特定秘密を取り扱う者に対して、重要経済安保情報保護活用法、特定秘密保護法その他の関連法令やそれぞれの行政機関において整備された保護規程の内容を改めて十分に理解させ、必要な保護措置の適確な実施に係る取扱者の責務について再認識させることにより、各行政機関における両法のより一層適正な運用に努めること。